

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■制度の概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

- ・令和 8 年度から全国の自治体で実施され、市が実施する施設の認可を行います
- ・生後 6 か月～満 3 歳未満までの保育所等を利用していないこどもが対象です
- ・月 10 時間を上限として、時間単位で保育所等を利用することができます
- ・国の給付事業として、公定価格に基づき市から施設に給付費を支払います
- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保方策を設定します

■制度の意義

こどもにとって…

- ・家庭と異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる
- ・ものや人への興味や関心が広がり成長していく
- ・成長発達に資する豊かな経験が得られる

保護者にとって…

- ・孤立感、不安感の解消につながる
- ・育児に関する負担感を軽減することができる

■制度開始までの主なスケジュール

項目	時期
①試行的事業実施自治体・国からの情報収集、実施予定施設との調整	継続中
②実施施設の設備基準に関する条例の制定（認可関係）	R7.9 制定済
③ <u>量の見込み・確保方策の検討、子ども・子育て会議で報告</u>	R7.10
④公定価格の決定（国）	未定
⑤実施施設の運営に関する条例の制定（確認関係）	～R8.3 末
⑥認可申請・認可、確認申請・確認	～R8.3 末
⑦利用に関する規則等の制定	～R8.3 末
⑧利用申込の受付	R8.3 末～

■ 量の見込みと確保方策について

乳児等通園支援事業における量の見込みと確保方策は、子ども・子育て支援法で市町村支援事業計画に定めることとされていることから、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画で策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

なお、本市のように第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定していない自治体においては、市町村支援事業計画とは別で計画等を策定（代用計画）することが可能となっています。

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画 P64 (16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

(単位:人)

(代用計画案)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	56	54	54	52
確保方策	60	60	60	60

令和 8 年度の算出方法

①対象児童数 376 人(0 歳児:135 人、1 歳児:176 人、2 歳児:65 人)

就学前児童数－保育所等利用児童数(第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の数値を引用)

②利用率 16%

乳児等通園支援事業実施予定施設の受け入れ可能数、令和 7 年度試行的事業を実施している自治体の利用率を参考

③利用者数の想定(量の見込み) 56 人

①×②

④必要定員数の想定(確保方策) 60 人